

北播磨総合医療センター企業団退職手当審査会規程

〔平成25年4月1日〕
〔企業管理規程第16号〕

(趣旨)

第1条 この規程は、北播磨総合医療センター企業団職員の退職手当に関する条例（平成25年北播磨総合医療センター企業団条例第9号）第27条第6項の規定に基づき、北播磨総合医療センター企業団退職手当審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、5人以内の委員をもって組織し、退職手当制度について学識経験を有する者のうちから企業長が任命する。

2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 審査会は、審議を行うため必要があると認めるときは、関係者に対して出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係書類の提出を求めることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

5 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 会長は、会務を総括し、審査会を代表する。

7 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審査会の庶務は、事務局において処理する。

(会議等の公開)

第5条 審査会の会議、議事録及び議事要旨並びに会議資料は、非公開とする。

ただし、会長が必要と認めるときは、公開することができる。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この規程に施行の日以後最初に招集される審査会の会議は、第3条第1項の規定に関わらず、企業長が招集する。